

核兵器廃絶と憲法9条

【5月4日(月)「しんぶん赤旗」より転載 要約・抜粋は西澤】

憲法集会での志位委員長の発言

日本共産党の志位和夫委員長が三日、東京・日比谷公会堂での憲法集会で行った発言は以下の通りです。



委員長志位和夫氏
東京都千代田区
3日、東京

「世界と歴史の大きな視野からごいっしょに考えてみたいと思います。」
被爆国・日本から「核兵器廃絶をめざす国際交渉を開始せよ」の声を広げよう

世界を見ますと、この間、核兵器をめぐる情勢の大きな進展が起こりました。

私は、米国のオバマ大統領が、四月五日、プラハで行った演説を、次の三つの点に注目して読みました。一つは、米国が「核兵器のない世界」核兵器廃絶を国家目標とする

初めて公式に述べていることです。二つは、広島・長崎への原爆投下が、人類的道義にかかわる問題だと初めて表明し、その立場から行動する責任について語っていることです。三つは、「核兵器のない世界」にむけて諸国民に協力を呼びかけていることでもあります。

私は、日米関係のあり方について、米政府とはもとより立場の大きな違いがありますが、オバマ大統領のこれらの一連の言明は、心から歓迎するものであります。(拍手)
私は、この演説はたいへん重要だと考え、四月二十八日、オバマ大統領に核兵器廃絶への具体的行動を要請する書簡を送りました(拍手)。アメリカ大使館を初めて訪問し(拍手)、ズムワルト臨時代理大使に書簡を手渡ししました。
書簡では、私の歓迎の気持ち伝えるとともに、大統領が「核兵器のない世界」を呼びかけながら、その実現は、「おそらく私の生きているうちには無理だろう」といつていることに「同意できないこと」も率直にのべました。
その「同意」できない理由があります。核兵器保有国が、核兵器廃絶を正面からの主題にして国際交渉に取り組むことは、歴史上誰の手によってもまだ行われていないからです。交渉はおろか、交渉の呼びかけすら行われたことがありません。交渉の呼びかけから、交渉の開始、合意、実行までには時間がかか

るかもしれませんが、どれだけ時間がかるかは、取り組んでみないとわかりません。取り組む前から「生きているうちには無理」というのは、気が早いのではないのでしょうか。(拍手)

ぜひ大統領のイニシアチブで、核兵器廃絶のための国際条約の締結をめざして国際交渉を始めてほしい。私は、書簡で、このことを強く要請しました。(拍手)

アメリカに前向きの変化を促した根本の力は何でしょうか。

私は、それは平和を願う世界諸国民のたたかいだと思えます(拍手)。みなさん、いまこそ唯一の被爆国・日本で、「核兵器廃絶をめざす国際交渉を開始せよ」の声を広げようではありませんか。(大きな拍手)

憲法9条には「核戦争を絶対に阻止したい」という願いが込められている

みなさん。核兵器廃絶のたたかいと、憲法九条を守り生かすたたかいは、実は深くむすびついています。そのことを歴史の視野から見たいと思います。

憲法九条はどうやって生まれたか。一九四五年六月に決められた国連憲章では、二度にわたる世界大戦の惨禍をふまえて「武力の行使、武力による威嚇」を厳しく禁止しました。翌四六年十一月に公布された日本国憲法第九条は、国連憲章のこの立場を踏まえながら、さらに進んで「戦争放棄」とともに一切の「戦力保持の禁止」を明記しています。

日本国憲法九条には、国連憲章を踏まえつつ、国連憲章からさらに前に向かっての飛躍があります。恒久平和主義を徹底する方向への飛躍があります。それでは、この飛躍はいつたいうして生まれたか。

日本軍国主義の侵略戦争がもたらしたアジアで二千万人、日本国民で三百万人という甚大な犠牲とそれへの反省が、憲法九条を生み出す土台となったことはいまでもありません。同時に、私たち日本国民が憲法九条を持つにいたったのには、私は、もう一つ事情があると思います。

国連憲章が決められた一九四五年の六月の時点では、人類はまだ原子爆弾を知りませんでした。そのあとの七月に人類初の核実験が行われ、八月に広島・



核実験が行われ、八月に広島・

核実験が行われ、八月に広島・

